

審査基準整理票

処 分 名	大津市滋賀里交流センターの大会議室等の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市滋賀里交流センター条例		(条項) 第6条
基 準 法 令 名	大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則		(条項) 第5条
所 管 部 署	市民部自治協働課自治協働係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 大会議室等の使用料は、大津市滋賀里交流センター条例第6条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 条例第3条に規定する事業に係る使用であると認められるとき。・・・全額 (2) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。・・・全額 (3) 公益上の目的のための行為をするとき。・・・全額 (4) その他市長が必要と認めたとき。・・・全額又は半額 【根拠法令】 大津市滋賀里交流センター条例 (使用料の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 【基準法令】 大津市滋賀里交流センターの管理運営に関する規則 (使用料の減免) 第5条 条例第6条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第3条に規定する事業に係る使用であると認められるとき。 (2) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。 (3) 公益上の目的のための行為をするとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。